

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第9号

平成21年11月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月19日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成21年11月26日（木）午後2時開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○平成21年11月26日

○現在議員4名で次のとおり

1番	佐藤	修二	君
3番	兒玉	正直	君
4番	臼井	尚夫	君
5番	中村	孝治	君

平成21年11月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成21年11月26日（木曜日）午後2時3分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 諸般の報告

3. 会議録署名議員の指名

4. 会期の決定

5. 議案の上程

議案第1号

6. 提案理由の説明

議案第1号

7. 議案第1号、質疑、討論、採決

8. 閉 会

○出席議員（3名）

副議長	佐	藤	修	二	君
3番	兒	玉	正	直	君
4番	白	井	尚	夫	君

○欠席議員（1名）

議長	中	村	孝	治	君
----	---	---	---	---	---

○執行部

管理者	藏	和	雄
-----	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	南波佐間	信	彦
主幹	富永	文	敏
総務課長	門山	孝	雄
施設管理課長	齋藤	雅	文
会計管理者	小川	長	佑

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	小	柳	啓	一
酒々井町 民生担当参事	矢	部	雄	幸
酒々井町生活 環境課課長	福	田	和	弘

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂	上	雅	敏
-------------	---	---	---	---

○連絡員

施設管理課
課長補佐・
（計画係長）
施設係長

中 村 宏 之

総務課
課長補佐
（人事係長）
係長

秋 葉 和 夫

総務課
主任
課主

秋 葉 瞳

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時 3分)

○副議長（佐藤修二君） これより平成21年11月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開催いたします。

ただいまの出席議員は3人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成21年11月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○副議長（佐藤修二君） 日程に先立ち、諸般の報告を行います。監査委員より例月出納検査の検査報告がありました。その写しをお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（佐藤修二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、兒玉正直君、白井尚夫君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（佐藤修二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（佐藤修二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○副議長（佐藤修二君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤修二君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号を議題といたします。

◎議案第1号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○副議長(佐藤修二君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者(蕨和雄君) 管理者でございます佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会11月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

それでは、ただいまから、本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、平成21年10月9日付けで千葉県人事委員会より、給料表について1級から2級の一部を除き平均マイナス0.2%の引下げ、及び期末手当の12月の支給月数を一般職においては0.1月引下げ、再任用職員については0.05月引下げ、勤勉手当の支給月数を一般職において0.05月分引下げる勧告がなされたことに伴い、給与条例を改正いたそうとするものでございます。

何卒よろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○副議長(佐藤修二君) 続きまして事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長(南波佐間信彦君) 事務局長の南波佐間信彦でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第1号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成21年11月26日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤 和雄。

次ページをお願いいたします。議案について、ご説明を申し上げます。

公務員と民間の給与較差を解消するため平成21年10月9日付けで、千葉県人事委員会から給料表の減額改定及び期末勤勉手当等の引き下げ勧告がなされました。

これを受けまして組合の構成市町であります酒々井町では、平成21年11月5日の議会臨時会におきまして給与条例が改正されました。

また、佐倉市におきましても平成21年11月30日から開催予定の議会定例会にて同様の議案が上程され、審議される予定と伺っております。

本来であれば構成市町に準じて当組合の条例を改正すべきところでございますが、12月の期末勤勉手当を支給するには、改正条例を11月30日までに公布し支給基準日である12月1日までに施行する必要がございますことから、今回の条例改正にあたりましては、臨時議会を開催しご審議いただくことといたしました。

それでは改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

具体的な改正内容でございますが、1点目は給料表の減額改定、2点目としまして12月の期末勤勉手当の支給月数の引下げ、3点目が給料表等の改定に伴う調整でございます。

1点目の給料表の減額改定でございますが、これにつきましては、給料表を、議案第1号の第1条の次のページにございます、別表第1、第2のとおり改定いたそうとするものでございます。

給料表の改定率は、全体の平均では、0.2%の引き下げでございますが、若年層部分にあたります給料表1級及び2級それぞれの一部につきましては、民間給与の方が上回っていることから据え置きとするものでございます。

なお、平成18年3月における給与構造改革以降、保障給を受けている職員につきましては、保障給料月額に100分の99.76を乗じた額、パーセントで申しますと0.24%削減した給料月額とするものでございます。

2点目の12月期の期末勤勉手当の支給月数の引下げでございますが、一般職職員は期末手当の支給月数を0.1ヵ月分、勤勉手当の支給月数を0.05ヵ月分、合計で0.15ヵ月分の引き下げ、また、再任用職員につきましては期末手当の支給月数を0.05ヵ月分について、それぞれ引下げようとするものでございます。

3点目の給料表等の改定に伴う調整につきましては、今回の改正が公務員と民間の給与較差を

解消するためのものであることから、4月分の給与に100分の0.24を乗じ、これに4月から11月までの在職月数を乗じて得た給料等に係る調整額と、本年6月に支給された期末勤勉手当額に、100分の0.24を乗じて得た期末勤勉手当に係る調整額の合計額を、12月期の期末手当額において調整いたそうとするものでございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

○副議長（佐藤修二君） これより議案第1号について質疑を行います。

なお、質疑につきましては、一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑がございましたらどうぞ。

○3番（児玉正直君） はい。議長

○副議長（佐藤修二君） はい。児玉議員

○3番（児玉正直君） 議席3番、児玉です。座ってよろしいですか。

○副議長（佐藤修二君） はい。

○3番（児玉正直君） 今、説明のありましたこの給与改定、また、期末勤勉手当の改定でありますけれども、資料も出さしていただいております。この資料の中で、この資料の見方ですけれども……ちょっとあれですね、いわゆるこの改正内容の第一のその月例給の引き下げによって、結局年間いくらになるのかということと、今回の調整でいくらか引かれることになるのか。また、夏に0.2か月凍結、それで今回0.1か月ということで、年間、その期末勤勉手当がいくらの減少になるということ、ちょっとはっきり説明いただきたいと思えます。

○副議長（佐藤修二君） はい、事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 表の見方につきましてご説明いたします。前後しますが、下のですね段の、一番下の枠組みがでございます。これにつきましては、6月の期末勤勉手当の内容、それから今回の12月の議案として上程しています内容、それぞれ全てを含みまして、21年度4月から3月までの一年間という中で上段の方が給与改定を実施しなかった場合の年間支給見込み額という、あくまで見込み額でございますけれども、内容でございます。合計いたしますと一番右側の上段にございます、1億1,976万4,644円というかたちになります。それからその2段目にございます、これにつきましては、6月、それから今回の12月それぞれを含めて実施した場合というかたちで数字になっておまして、3段目の差額につきましては、マイナスの373万6,671円、これにつきましては、

6月、12月分を実施した場合の一年間の差額の数値でございます。一番下の数値につきましては、一人当たりの差額ということで職員21名の平均一人当たりということで、マイナスの17万7,935円というかたちを表示してございます。これに対しまして、上段の方の表につきましては、6月分の内容を含めてございません。今回の12月のものに限って、内容を作成してございます。表の一番上につきましては、平成21年12月給与改定を実施しなかった場合、というケースを想定してございます。2段目につきましては、実施した場合というかたちになっております。その差額として3段目、マイナスの140万207円、一人当たり直しますと、6万6,674円という、これにつきましても職員21名というかたちになっております。その下のですね金額の部分なんですけれども、かぎ括弧で左上のところに、12月期支給期末手当の内訳ということで、この真ん中にある四角の枠につきましては、期末手当のものに限りまして内訳を作成してございます。その中のAという部分、これにつきましては12月期の期末手当支給率引き下げによって生じる差額分となります。内容としましては、その下の支給月数の引き下げという現行と、それから改定後の割合を記入してございます。期末手当の方が100分の150になります。勤勉手当が100分の70になります。合計しまして0.15月の引き下げというかたちになります。それからBの方でございます。これにつきましては、……失礼しました。さきほどもう一点、給与の引き下げという枠につきまして、申し訳ございません。一番上の表の一番左のところ、給料とそれに関連した地域手当というところがございます。ここが給与の引き下げについて関連してくる部分となっております。前後して申し訳ございません。先程の中段の枠のBのところですね。給料の引き下げ、今回の給料の引き下げ、それから期末勤勉手当の引き下げ、これに対してさらにですね調整を必要するものということで、それにつきましては、BとC、これにつきましては21年4月の給料を基本としましてそこから導き出される削減、引き下げ部分の金額、それから6月期の期末勤勉手当、この金額に基づいて調整額を算定されたマイナスの3万1,769円、この二つの額が今回の給料それから、期末勤勉手当以外の調整というかたちで生じてくる引き下げ額になります。これらが今回の12月の期末勤勉手当、失礼しました。

（「期末手当」と呼ぶ者あり）

○事務局長（南波佐間信彦君） 期末手当ですね。95万9,458円という、この中の内訳として調整が図られている。そういったような見方になっております。

以上でございます。

○副議長（佐藤修二君） はい。兒玉正直君

○3番（兒玉正直君） 議席3番、兒玉です。あの、具体的にこの中で、職員一人当たりでいいからね、この一年、この、今回これが適用されるとこの一年間で、いくらの、だから、減損になるのかと、その数値はどこなの。

○事務局長（南波佐間信彦君） それにつきましては、一番下です。平成21年度給与改定に伴う年間支給額差額という表の一番下の右側です。

○3番（兒玉正直君） 17万……

○事務局長（南波佐間信彦君） 三角、三角、マイナスの17万7,935円という数字がこの数値になります。

○副議長（佐藤修二君） はい。兒玉正直君

○3番（兒玉正直君） じゃ、確認ですけれども、4月に遡って勤務表改定する影響と、それから今回の夏の凍結、今回の期末勤勉手当の減少と、いうのも全部含めて一人当たり17万7,935円、これが一人当たりの影響額なんですね。ということですね。

○副議長（佐藤修二君） はい、事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） おっしゃられるとおりでございます。

○3番（兒玉正直君） はい。

○副議長（佐藤修二君） はい。兒玉正直

○3番（兒玉正直君） はい。じゃ、わかりました。一人当たりとにかく、17万円、18万円減少するということですが、ちょっと、じゃ、今度は管理者にお聞きしたいんですが、不利益不遡及の原則というのがあります。まあ、途中で法律、条例が改正された場合、遡って利益は得られるけれども不利益は得られない、という原則がありますけれども、その辺でこの給料の改定が4月に遡って適用されるということですが、それについて見解は。

○管理者（蕨 和雄君） 議長

○副議長（佐藤修二君） 管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） この人事院の給与勧告といいますものは、民間給与実態調査によりまして、その年の4月分の民間の給与と公務員の給与水準を比較してですね、その格差を是正することを目的としていると認識しております。不利益不遡及の原則というのは、主として近代刑法に適用させる原則だと、いうふうに考えておりますけれども、今回、今、ご質問がございました不利益不遡及の原則というのは、実行時に適法であつ

た行為を事後に定めた原則によりまして遡って処罰すること、ないしは、実行時よりも後に定められてたものより厳しい罰に処すことを禁止した法律上の原則であるというふうに理解しております。

公務員の給与につきましては、先に申し上げましたとおり、民間準拠の原則がございまして、それは人事院勧告によりまして、年度を単位として格差是正が図られるべきだというふうになっているものでございまして、古くて新しい問題といえますか、従来からいろいろ議論のあるところではございますけれども、この給与に関しましては、不利益不遡及の原則には該当しないのではないかとこのように思っています。

景気がまた持ち直して経済状況が上がってきてですね、給与水準が上がってきたときはまた遡って増額する訳でございますので、そういった場合における職員の給与の確保という観点からですね、やはり平等に処して行く方が得策ではないかと、このように私個人としては考えております。

以上でございます。

○3番（兒玉正直君） はい。

○副議長（佐藤修二君） はい。兒玉正直君

○3番（兒玉正直君） じゃ、事務局でも答えられれば答えてもらいたいと思うんですけども。なぜ、期末勤労手当で調整措置という、その調整という話が、提示されておりますけれども、この条例で決めれば4月に遡ってそれを適用するというだけでいいはずなのにこの年末期末手当で調整という、この項目があるその理由は、わかりますか。

○副議長（佐藤修二君） はい。事務局お願いします。

○主幹（富永文敏君） 富永でございます。期末手当で調整をなぜ行うかというご質問というふうに理解いたしました。今回の人事院勧告によりましてお給料が上がれば私も大変嬉しかったんですけども、下がるという事態になりまして、これにつきましては公務員の給料は民間準拠を原則として当年4月のお給料を基準に年間の支給額で合わせるという考えに立っております。今回マイナスということになりましたので、4月からの給料の支給額をマイナス調整しなければいけないという事態になるわけでございますが、ただその分ですと今まで払いすぎている部分をマイナス調整するいうかたちになります。そうしますと今後支払う給料なり期末手当なりのどこからかで、どこかで調整しなければいけない。ということになります。月例のお給料から引くということになりますと、またいろいろ面倒でございますし、また月々の生活費等の影響もございま

すので、一番大きい支給額である期末手当の支給で調整を図ろうという趣旨でございます。

以上でございます。

○副議長（佐藤修二君） 児玉正直君

○3番（児玉正直君） いろいろ職員の話聞くとローン返済にも滞ってくると、これだけ引かれると、毎月の給料も当然計画されてるし、このボーナスも、期末も、期末勤勉手当もすべてみんなもう予定に入っている中で削減されるということで、相当職員が堪えていることが私の方にも伝わってきております。それで最後に管理者の方にお聞きしたいんですけども、こういった地方公務員の給与の削減が民間労働者や地域経済に及ぼす影響についてどう管理者はとらえられておりますか。

○管理者（藤 和雄君） 議長

○副議長（佐藤修二君） 管理者、藤和雄君

○管理者（藤 和雄君） 地方公務員給与削減の民間労働者の影響でございますけれども、民間労働者の給与につきましては、それぞれの事業所の経営状態により決定されるものでございます。それぞれの事業所の業績がよく、今後も見通しが明るいということになれば、ベースアップも期待できますし、そうでなければ引き下げ等もあろうかと思えます。

この点、一企業の経営方針等もございましょうが、その時々を経済の状況に大きく左右されるといった面もあるわけでございます。地域経済につきましては、これはやはりいろいろな条件があると思えますけれども、その一つに消費者の消費活動の動向が大きな要素としてあげられると思えます。この点におきましては、地方公務員も地域経済の中での消費者の一部でございますので、今回の給与改定によりまして、事実上所得が減少するという事は、その分可処分所得が減少するという事になりますので、消費活動における財布のひもが固くなってですね、その分地域経済へはマイナスの影響が及ぶ可能性はあるわけでございます。

しかしながら、先程もご答弁申し上げましたように公務員の給与については、民間準拠により決定されまして、国民の皆様の貴重な、大事な税金を使っているということでもありますしご理解をいただけることが前提でございますので、今回の改定はいたし方のないものであると考えております。

地域経済との関係においてご懸念をお持ちとのことだと理解しておりますけれども、

確かに今回の給与の改定が地域経済に全く影響ないとは言えない、やはり地域経済にとってはマイナス要因にならざるを得ないというふうに考えますけれども、この地域経済の活性化につきましては、国、県、市町村の連携のもとにですね、経済活性化策によりまして対応すべきことではございますので、その方向に進むことを願い、そしてまた努力する訳でございますが、そういったことで経済の活性化に影響、マイナス要因があるからといって、人事院の勧告を守らないということはできない訳でございますので、そういった面で今回したがっていくというふうに判断しております。

以上です。

○副議長（佐藤修二君） よろしいでしょうか。

○3番（兒玉正直君） はい。

○副議長（佐藤修二君） はい。他に質疑、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤修二君） はい。質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

はい。兒玉正直君

○3番（兒玉正直君） 議席3番。兒玉です。議案第1号について反対の立場で討論を行います。公務員の賃下げは、民間労働者の賃金にも影響を与えまして6月の期末勤勉手当のこの凍結が民間の夏のボーナスに影響を与えております。確実に与えています。公務員給与の削減は、今回の削減は、今度は来年の春闘相場、民間賃金に波及は必ずするでしょう。そのことによってまたさらに公務員給与の低下となり、まさにこれは管理者が心配されているデフレスパイラスであります。12月の期末手当から4月以降の支給済み給与を官民格差解消と称して差し引くことは不利益不遡及の原則に触れる脱法行為であります。この問題は法律論としても重大でありまして、人事院制度の、人事院の勧告制度の根幹にかかわる原理原則が問われる問題でもあります。よって、この条例改定認めるわけにはなりません。

以上です。

○副議長（佐藤修二君） 他に討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤修二君） はい。討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(可否同数)

○副議長（佐藤修二君） 起立、可否同数であります。

よって、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、可決することに決定いたします。

◎閉会の宣告

○副議長（佐藤修二君） 以上をもちまして、平成21年11月佐倉市、酒々井町清掃組合
議会臨時会を閉会いたします。

(午後 2時38分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

副議長 佐藤修二

署名議員 兒玉正直

署名議員 白井尚夫